

# 第1回町の風景の未来を考える会 (箕輪町景観計画策定委員会)

平成26年3月19日19時～

箕輪町役場 2階 大会議室

## 景観って、何だろう？

---

# 1. 「景観」の定義

---

景観は様々な言葉で定義されています

辞書によると・・・

---

風景外観。けしき。ながめ。また、その美しさ」、

「自然と人間界のことが入り交じっている現実の様」

(広辞苑)

人間をとりまく総合的な眺め。[景]には『ひかり』、『ありさま・ようす』、[観]には『見方・とらえ方』という意味が含まれている

(造園用語辞典)

つまり、次のように言えます

---

家、山、川など物質そのもの  
のではなく、私たちの周り  
の環境の見え方。

---

各地の景観計画ではどのように  
考えられているでしょうか。

お手元の資料をご覧ください。

# 「景観」の定義はそれぞれ

---

箕輪町の「景観」の定義は・・・？

# 「景観」の定義はそれぞれ

---

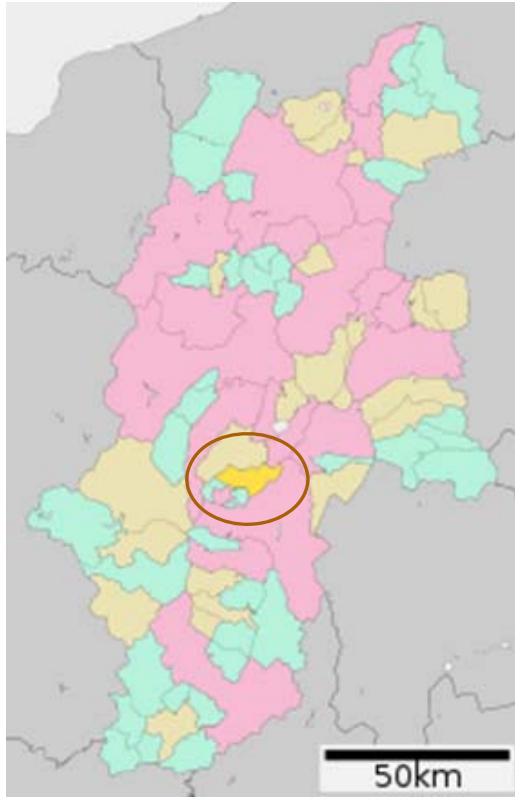
実際に見て考えましょう！

## 2. 事業の背景 その①

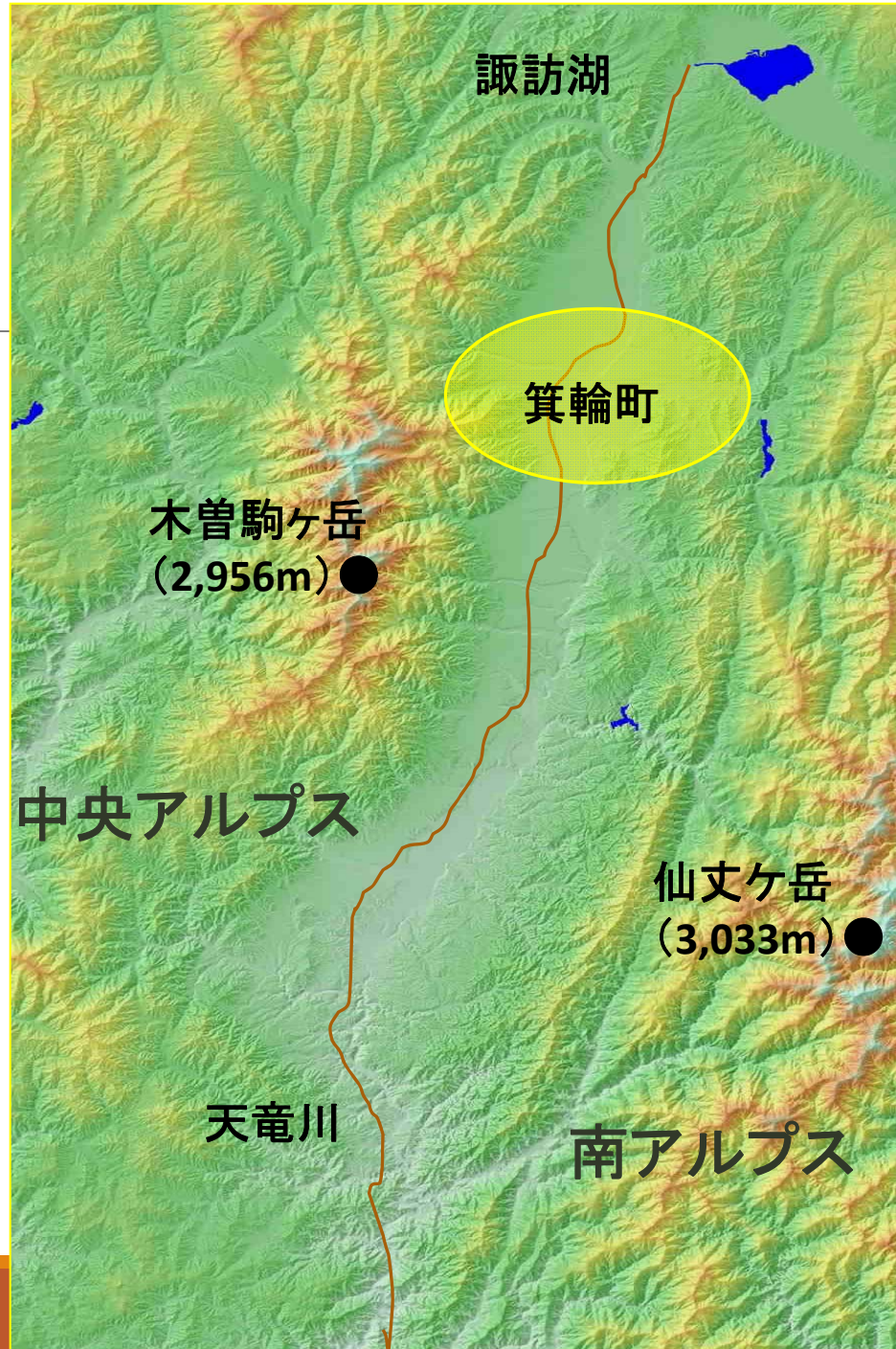
---

私たちが住んでいるのは、  
どんなところ？





箕輪町



中央アルプス、南アルプスに挟まれる「伊那谷」

南アルプス

東から

駒ヶ根市

中央アルプス

伊那市

箕輪町

西から

伊那谷は二つのアルプスに挟まれる特徴的な地形であり、谷に沿ってビューポイントが連続する

# 西から東を望む

南アルプス



# 東から西を望む

中央アルプス

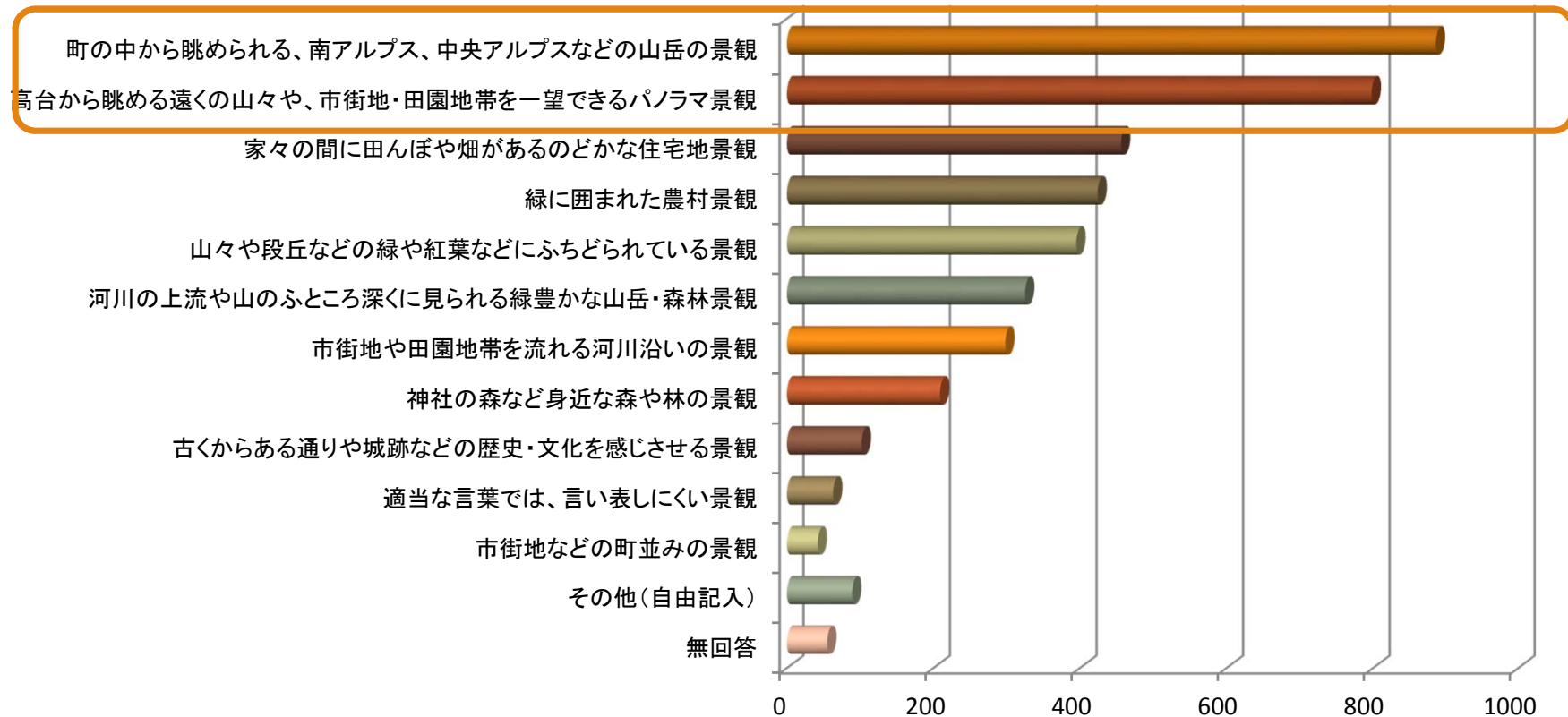


# 谷に沿ってビューポイントが 連続する



# 景観に対する町民アンケート①

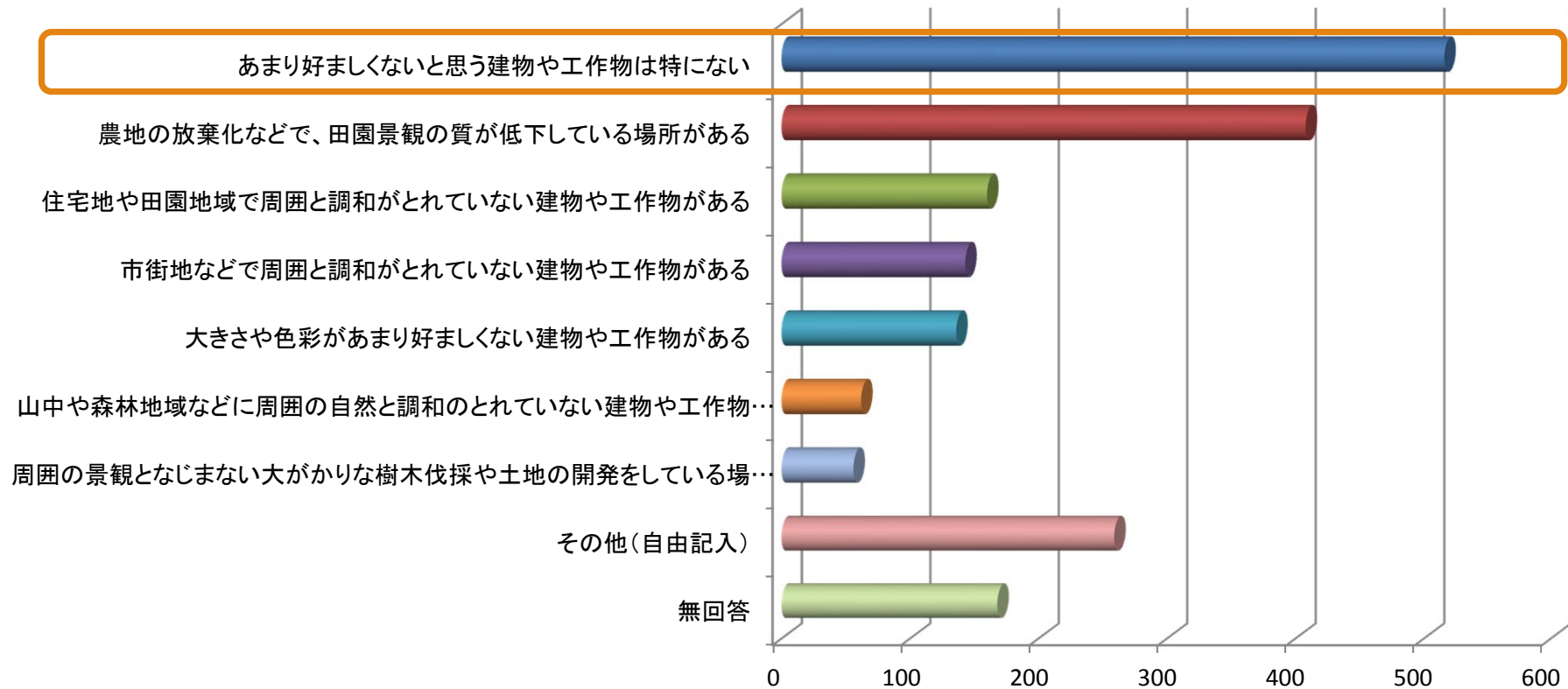
箕輪町の景観の特徴は何ですか？（複数回答可）



⇒山岳景観、パノラマ景観を特徴と感じている

# 景観に対する町民アンケート②

## 景観を阻害する要素として考えられるもの



⇒比較的良好な景観が維持されていると感じている

## 私たちが住んでいる箕輪町は・・・

---

- ・3千m級の2つアルプスに挟まれ、町のどこからでも良好な山岳景観が眺められる町
- ・住民は山岳・パノラマ景観、高台からの眺めを特徴と感じている。
- ・景観を阻害する要素はない、と答える人が最も多く、比較的良好な景観が維持されてる。

山岳景観を価値とし、景観に恵まれた町



## 2. 事業の背景 その②

---

自然、建築物、工作物、  
歴史、農地、風土、文化、  
伝統、ひと、暮らし、  
経済活動・・・

景観を構成する要素は様々

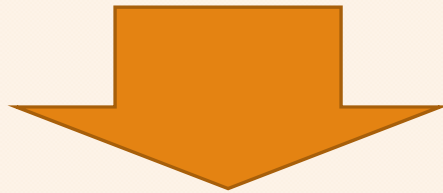
---

それぞれに違う価値観で  
作られる要素が、  
全体として配慮され、調和し  
心地よく共存していくには？

# 個々に完結するルール

---

- 農地法・・・農地
- 都市計画法・・・都市計画区域内
- 屋外広告物条例・・・看板など



景観全体で考える仕組みが必要！

## 2. 事業の背景 その③

---

景観は、誰の問題？

## 2. 事業の背景 その③

---



毎日見ている景色が、ある日風景と調和しないもので損なわれてしまったら？

毎日見る風景がさえぎられてしまったら？

---



悪いのは業態ではなく、大切にしたい風景が主体的にコントロールできないこと。

## 2. 事業の背景 その③

---

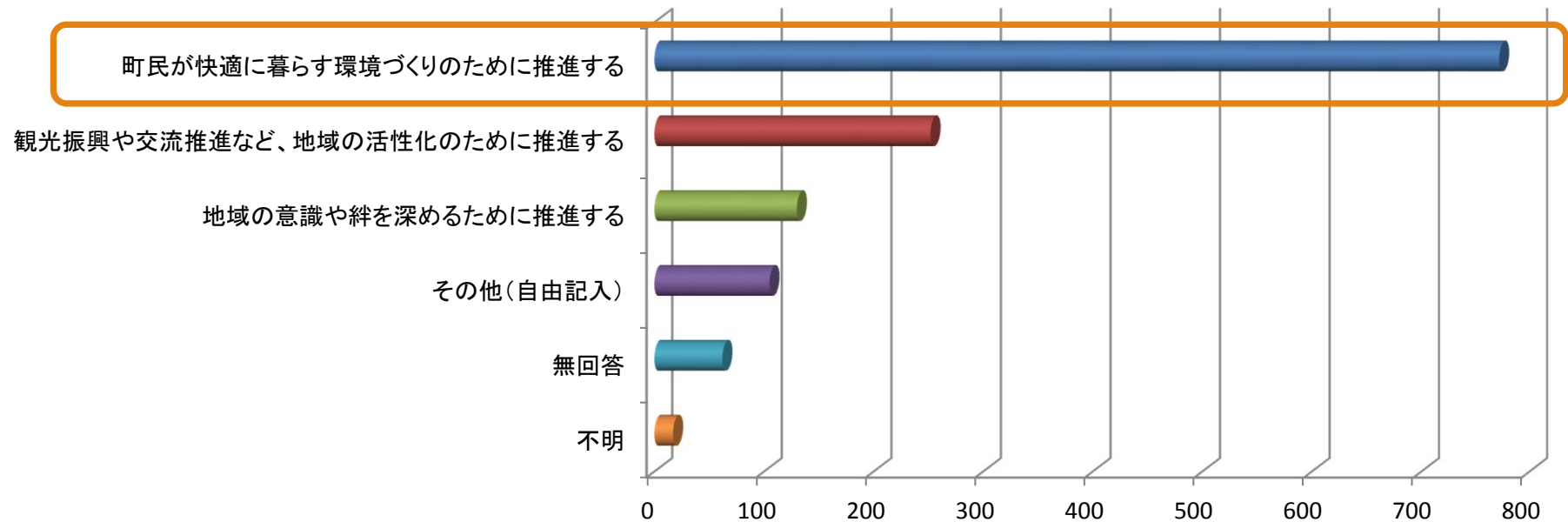
景観に影響を与えるものは、  
作る人の主観や価値観の問題  
を超えて、

暮らし心地、暮らしの価値に  
直結する地域全体の問題

# 景観に対する町民アンケート③

これからの箕輪町の景観づくりは、

どんな方向性を目指したら良いと思いますか？




⇒観光振興や交流推進よりも

「町民が快適に暮らす環境づくりの推進」が多数



## 2. 事業の背景(まとめ)

---

- 良好な景観に恵まれた箕輪町
  - 景観を価値とし、大切に思う住民
  
  - 景観は暮らしの価値に関わる、  
みんなの問題
  
  - 優良な景観が残る現状
- 

## 2. 事業の背景(まとめ)

---

どんな景観を大事にしていきたいのか、  
様々な価値観や、生活、経済活動などとの  
バランスを考えながら、合意を作り出す必要  
があります。

それを実現するための法的な枠組みが、  
景観計画の策定と、景観条例等の制定です。

### 3. 事業の目的

---

景観法に規定する「良好な景観の形成に関する計画（景観計画）を策定すること。



- ・箕輪町で大切にしたい景観を守り・形成するための景観計画をつくること
- ・計画を担保する景観条例をつくること

## 4. 景観計画の位置づけ

---

### ○現状

町には景観形成のための権限がなく、県の景観計画・条例に基づき景観行政を行っており地域の細かい特性に配慮できない。

### ○景観計画作成後

県の同意を得て、景観行政に関する権限委譲を受け、自分たちで景観に関する計画やルールを策定できる「景観行政団体」になり、町の特性や大切にしたいものに配慮できる

# 5. 計画作りの流れ

箕輪町の景観がどのように形作られているか確認します

- 現況調査 完了
- 景観資源調査 完了
- アンケート調査 完了
- 地区意見交換会 3月実施

←Now!

素晴らしい景観をどのように守り育てるかを決めます

- 区域分類
- 区域毎の基本方針

守り育てるための具体的なルールを決めます

- 行為制限事項設定
- 景観条例も並行して検討

計画の完成（平成27年1月）

計画計画とは、  
具体的にどんなもの？

---

お手元の資料をご覧ください  
(松本市景観計画)